

平成 20 年度前期・岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程入学試験問題

講 座	法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策
専門科目	国際私法

問題 1

日本人 A 男と甲国人 B 女は、日本で結婚し、結婚後 250 日目に C 女が誕生した。ところが、1 歳の誕生日を過ぎた頃、C が自分にあまり似ていないことを不審に思った A が調査すると、実は C は B の友人である甲国人 D 男の子供であることが判明した。そこで、A は、C 出生後 1 年 2 カ月後に、C に対して嫡出否認の訴えを提起した。A の訴えは認められるか。

なお、甲国法によれば、婚姻成立の日から 200 日以後に生まれた子は夫婦の嫡出子とされるが、夫は嫡出否認の訴えにより子の嫡出性を否認できるとされ、嫡出否認の訴えは、夫が子の出生を知った時から 1 年 6 カ月以内に提起しなければならないとされている。

問題 2

わが国の国際私法における製造物責任の準拠法について述べなさい。